6　税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認の相手方となつた者（当該経済連携協定に定める者に限る。）に通知するものとする。

第十五条第一項中「若しくは同条第二項」の下に「若しくは第九条の二第一項」を加え、「又は同条第二項」を削り、「、それぞれ、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は」を「「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは」に改める。

第十六条中「第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二　第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置）

2　平成二十六年度に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十一号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成二十六年十二月三日」を「平成二十八年十二月三日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十二号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　申告原産品に係る情報の提供等（第三条・第四条）
第三章　雑則（第五条―第八条）
第四章　罰則（第九条―第十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　オーストラリア税関当局　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当するオーストラリアの法令を執行する当局をいう。

二　特定原産品　本邦からオーストラリアに輸出される物品であって、オーストラリア協定第三・二条の規定に基づき本邦の原産品とされるものをいう。

三　特定原産品申告書　本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であって、当該物品を輸入する者、輸出する者又は生産する者がオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成するものをいう。

四　特定原産品誓約書　本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることを誓約する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であって、当該物品に係る特定原産品申告書の作成の用に供するため、当該物品を輸出する者又は生産する者が当該特定原産品申告書を作成する者に交付し、又は提供するものをいう。

五　申告原産品　本邦からオーストラリアに輸出された物品であって、特定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告されたものをいう。

第二章　申告原産品に係る情報の提供等

（情報提供等）

第三条　財務大臣は、オーストラリア税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　オーストラリア税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二　我が国がこの項の規定により提供する情報についてオーストラリアにおいて秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三　我が国がこの項の規定により提供する情報が当該確認に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。